

諮詢 第 1 0 号
平成 28 年 12 月 8 日

電気通信紛争処理委員会 委員長 殿

総務大臣 山本 早苗

諮詢 書

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、日本通信株式会社からソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続は同項に規定する協議再開の命令の要件に該当すると認められることから、ソフトバンクに対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第 160 条第 1 号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。